

会計年度任用職員について

南木曽町では、令和8年4月からの「会計年度任用職員」を募集します。

「会計年度任用職員」は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）に任用される非常勤一般職の地方公務員です。

勤務条件等（主な勤務条件は下記のとおりです。）

任用期間	<ul style="list-style-type: none">令和8年4月1日から令和9年3月31日まで※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。
報酬（給与）	<ul style="list-style-type: none">常勤職員の給料表をもとに職種ごとに算出します。次年度以降に再度任用された場合は、前年度の勤務状況、経験年数などに応じ、基準に従い給与改定（昇給）が行われます。 (勤務状況によっては、改定(昇給)しない場合もあります。)
諸手当	<ul style="list-style-type: none">給与関係の条例等に定めるところにより、時間外勤務手当（報酬）等が支給されます。
賞与	<ul style="list-style-type: none">6月と12月に支給します。支給対象は、任期期間が半年以上で、かつ、勤務時間が週15時間30分以上の職員です。支給月数は在職期間により異なります。
休暇	<ul style="list-style-type: none">年次有給休暇は任用期間に応じて1年間に最大20日を付与します。有給休暇には忌引や夏季休暇などがあります。無給休暇には産前産後休暇や子の看護、病気休暇などがあります。
健康保険等	<p>勤務状況に応じ</p> <ul style="list-style-type: none">共済組合、社会保険、厚生年金保険、雇用保険、退職手当の適用があります。
公務災害	<ul style="list-style-type: none">非常勤職員公務災害補償制度又は労働災害補償保険のいずれか（勤務する状況で異なります。）が適用されます。
服務等	<ul style="list-style-type: none">常勤職員と同様に地方公務員法に定める服務規律（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の指示に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への兼業禁止（フルタイムのみ））が適用されます。また、人事評価制度の実施、一定の義務違反があった場合は懲戒処分（免職、停職、減給等）の対象となります。
その他	<ul style="list-style-type: none">任用後1ヶ月間を良好に勤務したときに、正式採用となります給与等支給日 月額給料・報酬の会計年度任用職員は当月20日です。 時間額報酬の会計年度任用職員は翌月20日です。 (ただし、時間外勤務手当など実績に応じて支給する手当については翌月の支給日に加算して支給となります)健康診断等は勤務形態に応じ受けていただきます。状況に応じた勤務をお願いする場合があります。

個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、南木曽町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲で利用します。

お問合せ先

申込み方法に関すること

南木曽町役場 総務課 電話 0264-57-2001

業務内容・勤務時間等に関すること

募集案内に記載の各部署までご連絡ください。